

～ 補足資料／介護保険報酬改定等（平成20年4月、5月分） ～

はじめに

この度リリース致しました「Quickけあ Ver1.4 Build27」は、平成20年4月・5月に行われる介護保険報酬改定等に対応したバージョンとなります。本資料では、サービス種類別に改定内容をご紹介しますので、該当するサービス事業者様におかれましては、本資料をご確認の上、必要な場合は設定の変更等をお願い致します。

《 目次 》

分類	分類名	内容
I	介護保険報酬改定等の概要	平成20年4・5月に行われる介護保険報酬改定等についての概要をまとめております。
II	サービス種類別改定内容	サービス種類別に改定内容やお客様に行って頂く対応内容をまとめております。 (1) 全サービス共通 (2) 22：短期入所療養介護（介護老人保健施設） 25：介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設） (3) 23：短期入所療養介護介護療養型医療施設 26：介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設） (4) 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 (5) 52：介護老人保健施設 (6) 53：介護療養型医療施設 (7) 43：居宅介護支援／46：介護予防支援
III	別途資料	お客様に対応を行って頂く場合の操作方法について画面イメージ付きで解説しております。 (1) 法別番号25「中国残留邦人等」公費の設定について（※） (2) 体制設備の変更方法について (3) 施設等区分／人員配置区分の変更方法について (4) 53：介護療養医療施設から52：介護老人保健施設（療養型老健）へ転換する場合 (5) 特別療養費の請求方法について（※） (6) システム定義の特別療養費を追加する ※帳票サンプルあり

I. 介護保険報酬改定等の概要

《平成20年4月改定分》

コード	サービス種類	資料 (リンク)	施設等区分	改訂内容	当該事業所への影響	その他事業所への影響
	全サービス共通	II - (1)		法別番号25の「中国残留邦人等」公費が追加されます。	当該公費対象者がおられる場合、公費の設定を行う必要があります。Build27へのバージョンアップが必要です。※様式1: 介護給付費請求書が変更となります。	
23	短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)	II - (3)	・病院療養型 ・ユニット型病院療養型 ・病院経過型	体制設備の「療養環境基準」で「減算型II」が廃止されます。	左記に該当する事業所においては、Build27へのバージョンアップが必要です。	居宅介護支援/介護予防支援にて、左記に該当する事業所の給付管理を行う場合には、Build27へのバージョンアップが必要です。
26	介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)		・診療所療養型 ・ユニット型診療所療養型	体制設備に「設備基準」が追加「療養環境基準」が廃止されます。		
53	介護療養型施設	II - (6)				

《平成20年5月改定分》

コード	サービス種類	資料 (リンク)	施設等区分	改訂内容	当該事業所への影響	その他事業所への影響
36	地域密着型特定施設入居者生活介護	II - (4)	・有料老人ホーム ・経費老人ホーム ・養護老人ホーム ・高齢者専用賃貸住宅	体制設備に「サテライト型」が追加されます。	サテライト型の情報は、サービスコードの算定や保険者請求に何ら影響はございません。	なし
52	介護保健施設サービス	II - (5)	・小規模介護保健施設 ・ユニット型小規模介護保健施設	施設等区分の「小規模介護保健施設」が廃止されます。	サービスコードが変更となる為、左記に該当する事業所においては、Build27へのバージョンアップが必要です。	居宅介護支援/介護予防支援にて、左記に該当する事業所の給付管理を行う場合には、Build27へのバージョンアップが必要です。
22	短期入所療養介護(※) (介護老人保健施設)	II - (2)	・療養型老健 ・ユニット型療養型老健	・施設等区分に「療養型老健」として下記2タイプが新たに追加されます。 II型・・・<看護職員を配置> III型・・・<看護オンコール体制>	【注意】 22、25、52のサービス種類(※)について 様式4、様式4-2、様式9の介護給付費明細書が変更となり、交換識別番号についても変更される為、当該施設等区分に関係なく、FD/伝送請求時には、必ずバージョンアップをして頂く必要があります。 <u>※対応バージョンで請求を行わないと全て返戻となってしまいます。</u>	
25	介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)(※)		・「特別診療費」の請求項目が追加されます。 ※特定診療費と、ほぼ同様の請求項目です。			
52	介護保健施設サービス(※)	II - (5)		・以下体制設備および加算項目が追加されます。 「療養体制維持特別加算」 「ターミナルケア体制」		
23	短期入所療養介護	II - (3)	病院経過型	人員配置区分に下記2区分が追加されます I型: 看護職員(6:1)、介護職員(4:1) II型: 看護職員(8:1)、介護職員(4:1) ※I型が新たに追加されます。現状の病院経過型はII型となります		
26	介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)					
53	介護療養型医療施設	II - (6)	ユニット型病院経過型	施設等区分に「ユニット型病院経過型」が追加されます。		

II- (1) 全サービス共通

平成20年4月 改定分

施設等区分	改定内容	Quickけあの対応	お客様の対応
	<p>①平成20年4月1日より、以下、公費を追加</p> <div data-bbox="405 432 797 491" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>法別番号25 「中国残留邦人等」</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・法別番号25「中国残留邦人等」公費を追加 ・様式1：介護給付費請求書を平成20年4月提供分より新しいレイアウトに変更 	<p>当該公費対象の利用者がおられる場合は、以下の資料に沿って公費の設定を行って下さい。</p> <p>⇒Ⅲ. 別途資料（1）法別番号25「中国残留邦人等」公費の設定について</p> <p>《注意！》</p> <p>「介護保険と中国残留邦人公費の併用受給者」と「中国残留邦人公費単独受給者」とでは、公費の設定方法が異なります。中国残留邦人公費単独受給者の場合は、生活保護単独受給者（※）として登録を行います。</p> <p>※公費負担者番号の頭2桁が“12”、被保険者番号の頭1桁が“H”となります。</p>

II- (2) 22 : 短期入所療養介護 (介護老人保健施設)
 25 : 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)

《！重要！》介護給付費明細書が変更となり、交換識別番号についても変更される為、FD/伝送請求時には、
 改定対象の施設等区分に関係なく、必ずバージョンアップをして頂く必要があります。

平成20年5月 改定分

施設等区分	改定内容	Quickけあの対応	お客様の対応							
<ul style="list-style-type: none"> ・【療養型老健】介護老人保健施設 ・【療養型老健】ユニット型介護老人保健施設 	①平成20年5月1日より、以下、施設等区分が追加 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・【療養型老健】介護老人保健施設 ・【療養型老健】ユニット型介護老人保健施設 </div>	左記区分を「施設等区分」に追加しました。	介護療養医療施設から介護老人保健施設(療養型老健)へ転換する場合、サービス種類が変更となる為、サービス事業を新しく追加する必要があります。 ⇒Ⅲ. 別途資料(4)53:介護療養医療施設から52:介護老人保健施設(療養型老健)へ転換する場合 ・利用料金項目にシステム定義の「特別療養費」の追加を行う必要があります。 ⇒Ⅲ. 別途資料(6)システム定義の特別療養費を追加する ・特別療養費の請求を行う場合は介護報酬請求データ作成後に特定診療費と同様の登録方法で手入力を行います。 ⇒Ⅲ. 別途資料(5)特別療養費の請求方法について ※特別療養費の請求は、【療養型老健】のみ行えます。							
	②平成20年5月1日より、以下、体制設備が追加 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> I型:看護職員を配置 II型:看護オンコール体制 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 療養体制維持加算 </div>	左記区分を「体制設備」に追加しました。 ※療養体制維持加算が“あり”の場合は基本サービス算定時に自動設定されます。								
	③平成20年5月サービス提供分より、特別療養費の請求項目が追加	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費明細書登録画面に「特別療養費」を追加 ・様式4、4-2の介護給付費明細書レイアウトを変更 ・利用料金項目にシステム定義の「特別療養費」に関する項目を追加 ・電子請求(FD/伝送)で以下交換識別番号に対応 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>平成20年4月以前</th> <th>平成20年5月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様式4</td> <td>7153</td> <td>→ 7155</td> </tr> <tr> <td>様式4-2</td> <td>7154</td> <td>→ 7156</td> </tr> </tbody> </table>		様式	平成20年4月以前	平成20年5月以降	様式4	7153	→ 7155	様式4-2
様式	平成20年4月以前	平成20年5月以降								
様式4	7153	→ 7155								
様式4-2	7154	→ 7156								

II- (3) 23 : 短期入所療養介護 (介護療養型医療施設) <Part 1 >
 26 : 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)

平成20年4月 改定分

施設等区分	改定内容	Quickけあの対応	お客様の対応							
<ul style="list-style-type: none"> ・病院療養型 ・病院療養型 (経過型) ・ユニット型病院療養型 ・ユニット型病院療養型 (経過型) 	①平成20年4月1日より、以下、体制設備が廃止 療養環境基準の「環境減算Ⅱ」	体制設備の「療養環境基準」が「環境減算Ⅰ」または「環境減算Ⅱ」で登録されている場合は、平成20年4月1日より自動で以下の状態に切り替わります。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">療養環境基準</td> <td>平成20年3月31日</td> <td>平成20年4月1日</td> </tr> <tr> <td>環境減算Ⅰ</td> <td>→ 環境減算</td> </tr> <tr> <td>環境減算Ⅱ</td> <td>→ 廃止</td> </tr> </table>	療養環境基準	平成20年3月31日	平成20年4月1日	環境減算Ⅰ	→ 環境減算	環境減算Ⅱ	→ 廃止	環境減算Ⅱに該当していた場合、改定後は環境減算対象となりません。 変更が必要な場合のみ、以下の資料に沿って体制設備の設定を行って下さい ⇒Ⅲ. 別途資料 (2) 体制設備の変更方法について
療養環境基準	平成20年3月31日	平成20年4月1日								
	環境減算Ⅰ	→ 環境減算								
	環境減算Ⅱ	→ 廃止								
<ul style="list-style-type: none"> ・診療所療養型 ・ユニット型診療所療養型 	②平成20年4月1日より、以下、体制設備が廃止 療養環境基準の「環境減算Ⅰ」	体制設備の「療養環境基準」が「環境減算Ⅰ」で登録されている場合は、平成20年4月1日より自動で廃止状態になります。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">療養環境基準</td> <td>平成20年3月31日</td> <td>平成20年4月1日</td> </tr> <tr> <td>環境減算Ⅰ</td> <td>→ 廃止</td> </tr> </table>	療養環境基準	平成20年3月31日	平成20年4月1日	環境減算Ⅰ	→ 廃止	環境減算Ⅰに該当する場合、改定後は環境減算対象となりません。 変更が必要な場合のみ、以下の資料に沿って体制設備の設定を行って下さい ⇒Ⅲ. 別途資料 (2) 体制設備の変更方法について		
療養環境基準	平成20年3月31日	平成20年4月1日								
	環境減算Ⅰ	→ 廃止								
	③平成20年4月1日より、以下、体制設備が追加 設備基準	左記区分を「体制設備」に追加しました。 改定対応版 Build27 へのバージョンアップ後は、「設備基準」が「基準型」で初期設定されます。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">設備基準</td> <td>バージョンアップ前</td> <td>バージョンアップ後</td> </tr> <tr> <td>設定なし</td> <td>→ 基準型</td> </tr> </table> ※平成20年4月1日より自動で適用されます。	設備基準	バージョンアップ前	バージョンアップ後	設定なし	→ 基準型	設備基準が「減算型」に該当する場合、体制設備を変更する必要があります 以下の資料に沿って体制設備の設定を行って下さい。 ⇒Ⅲ. 別途資料 (2) 体制設備の変更方法について		
設備基準	バージョンアップ前	バージョンアップ後								
	設定なし	→ 基準型								

II- (3) 23 : 短期入所療養介護 (介護療養型医療施設) <Part 2>
 26 : 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)

平成20年5月 改定分

施設等区分	改定内容	Quickけあの対応	お客様の対応						
・ 病院療養型 (経過型)	①平成20年5月1日より、以下、人員配置区分が追加 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 「I型」 看護職員 (6:1) ,介護職員 (4 : 1) 「II型」 看護職員 (8:1) ,介護職員 (4 : 1) </div> ※現状の病院療養型は「II型」に該当します。	左記区分を「人員配置区分」に追加しました。 改定対応版 Build27 へのバージョンアップ後は、人員配置区分が「II型」で初期設定されます。 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">置 人 区 員 分 配</td> <td style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">バージョンアップ前</td> <td style="background-color: #FFFF00; padding: 2px;">バージョンアップ後</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">設定なし</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">II型</td> </tr> </table> </div> ※平成20年5月1日より自動で適用されます。	置 人 区 員 分 配	バージョンアップ前	バージョンアップ後		設定なし	II型	人員配置区分を「II型」から「I型」に変更する場合、サービス事業を新しく追加する必要があります。以下の資料に沿って新しい人員配置区分のサービス事業の追加を行って下さい。 ⇒Ⅲ. 別途資料 (3) 施設等区分/人員配置区分の変更方法について
置 人 区 員 分 配	バージョンアップ前	バージョンアップ後							
	設定なし	II型							
・ ユニット型病院療養型 (経過型)	②平成20年5月1日より、以下、施設等区分が追加 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ユニット型病院療養型 (経過型) </div>	左記区分を「施設等区分」に追加しました。	施設等区分が「ユニット型病院療養型 (経過型)」に該当する場合、当該施設等区分のサービス事業を新しく追加する必要があります。						

II - (4) 36 : 地域密着型特定施設入居者生活介護

平成20年5月 改定分

施設等区分	改定内容	Quickけあの対応	お客様の対応					
<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム ・経費老人ホーム ・養護老人ホーム ・高齢者専用賃貸住宅 	<p>①平成20年5月1日より、以下、体制設備を追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">サテライト型</div>	<p>左記区分を「体制設備」に追加しました。 改定対応版 Build27 へのバージョンアップ後は、サテライト型が「非該当」で初期設定されます。</p> <table border="1" data-bbox="824 475 1303 571"> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #ADD8E6;">イ サ ト テ 型 ラ</td> <td style="background-color: #90EE90;">バージョンアップ前</td> <td style="background-color: #FFFFE0;">バージョンアップ後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設定なし</td> <td style="text-align: center;">→ 非該当</td> </tr> </table> <p>※平成20年5月1日より自動で適用されます。</p>	イ サ ト テ 型 ラ	バージョンアップ前	バージョンアップ後	設定なし	→ 非該当	<p>サテライト型に「該当」する事業所の場合は、情報として当該体制設備を設定します。</p> <p><u>※当該体制設備は情報項目であり、サービスコードの算定や介護報酬請求には何ら影響はございません。</u></p>
イ サ ト テ 型 ラ	バージョンアップ前	バージョンアップ後						
	設定なし	→ 非該当						

II - (5) 52 : 介護老人保健施設

《！重要！》介護給付費明細書が変更となり、交換識別番号についても変更される為、FD/伝送請求時には、改定対象の施設等区分に関係なく、必ずバージョンアップをして頂く必要があります。

平成20年5月 改定分									
施設等区分	改定内容	Quickけあの対応	お客様の対応						
<ul style="list-style-type: none"> 小規模介護保健施設 ユニット型小規模介護保健施設 	①平成20年5月1日より、以下、施設等区分が廃止 <ul style="list-style-type: none"> 小規模介護保健施設 ユニット型小規模介護保健施設 	左記、施設等区分で登録されている場合は、平成20年5月1日より自動で「介護保健施設」に切り替わります。 <table border="1"> <tr> <td>平成20年4月30日</td> <td>平成20年5月1日</td> </tr> <tr> <td>小規模介護保健施設</td> <td>→ 介護保健施設</td> </tr> <tr> <td>ユニット型小規模介護保健施設</td> <td>→ 介護保健施設</td> </tr> </table>	平成20年4月30日	平成20年5月1日	小規模介護保健施設	→ 介護保健施設	ユニット型小規模介護保健施設	→ 介護保健施設	変更の必要はありません。
平成20年4月30日	平成20年5月1日								
小規模介護保健施設	→ 介護保健施設								
ユニット型小規模介護保健施設	→ 介護保健施設								
<ul style="list-style-type: none"> 【療養型老健】介護老人保健施設 【療養型老健】ユニット型介護老人保健施設 	②平成20年5月1日より、以下、施設等区分が追加 <ul style="list-style-type: none"> 【療養型老健】介護老人保健施設 【療養型老健】ユニット型介護老人保健施設 	左記区分を「施設等区分」に追加しました。	<施設等区分について> 介護療養医療施設から介護老人保健施設(療養型老健)へ転換する場合、サービス種類が変更となる為、サービス事業を新しく追加する必要があります。						
	③平成20年5月1日より、以下、体制設備が追加 <table border="1"> <tr> <td>I型：看護職員を配置</td> </tr> <tr> <td>II型：看護オンコール体制</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>療養体制維持加算</td> </tr> <tr> <td>ターミナルケア体制</td> </tr> </table>	I型：看護職員を配置	II型：看護オンコール体制	療養体制維持加算	ターミナルケア体制	左記区分を「体制設備」に追加しました。 ※療養体制維持加算が“あり”の場合は基本サービス算定時に自動設定されます。	⇒Ⅲ. 別途資料(4)53：介護療養医療施設から52：介護老人保健施設(療養型老健)へ転換する場合 <ターミナルケア加算について> ターミナルケア加算は自動算定されません。算定する場合は施設サービスの月間算定実績または介護報酬請求データ作成後に手入力にて設定する必要があります。		
I型：看護職員を配置									
II型：看護オンコール体制									
療養体制維持加算									
ターミナルケア体制									
	④平成20年5月サービス提供分より、特別療養費の請求項目が追加	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費明細書登録画面に「特別療養費」を追加 様式9の介護給付費明細書レイアウトを変更 利用料金項目にシステム定義の「特別療養費」に関する項目を追加 電子請求(FD/伝送)で以下交換識別番号に対応 <table border="1"> <tr> <td>様式</td> <td>平成20年4月以前</td> <td>平成20年5月以降</td> </tr> <tr> <td>様式9</td> <td>7193</td> <td>→ 7194</td> </tr> </table>	様式	平成20年4月以前	平成20年5月以降	様式9	7193	→ 7194	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金項目にシステム定義の「特別療養費」の追加を行う必要があります。 ⇒Ⅲ. 別途資料(6)システム定義の特別療養費を追加する 特別療養費の請求を行う場合は介護報酬請求データ作成後に特定診療費と同様の登録方法で手入力を行います。 ⇒Ⅲ. 別途資料(5)特別療養費の請求方法について <p>※特別療養費の請求は、【療養型老健】のみ行えます。</p>
様式	平成20年4月以前	平成20年5月以降							
様式9	7193	→ 7194							

平成20年4月 改定分

施設等区分	改定内容	Quickけあの対応	お客様の対応							
<ul style="list-style-type: none"> ・病院療養型 ・病院療養型（経過型） ・ユニット型病院療養型 ・ユニット型病院療養型（経過型） 	<p>①平成20年4月1日より、以下、体制設備が廃止</p> <p>療養環境基準の「環境減算Ⅱ」</p>	<p>体制設備の「療養環境基準」が「環境減算Ⅰ」または「環境減算Ⅱ」で登録されている場合は、平成20年4月1日より自動で以下の状態に切り替わります。</p> <table border="1" data-bbox="824 501 1303 655"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #0070C0; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">療 養 環 境 基 準</td> <td style="background-color: #90EE90;">平成20年3月31日</td> <td style="background-color: #FFFACD;">平成20年4月1日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境減算Ⅰ</td> <td style="text-align: center;">→ 環境減算</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境減算Ⅱ</td> <td style="text-align: center;">→ 廃止</td> </tr> </table>	療 養 環 境 基 準	平成20年3月31日	平成20年4月1日	環境減算Ⅰ	→ 環境減算	環境減算Ⅱ	→ 廃止	<p>環境減算Ⅱに該当していた場合、改定後は環境減算対象となりません。 変更が必要な場合のみ、以下の資料に沿って体制設備の設定を行って下さい</p> <p>⇒Ⅲ. 別途資料（2）体制設備の変更方法について</p>
療 養 環 境 基 準	平成20年3月31日	平成20年4月1日								
	環境減算Ⅰ	→ 環境減算								
	環境減算Ⅱ	→ 廃止								
<ul style="list-style-type: none"> ・診療所療養型 ・ユニット型診療所療養型 	<p>②平成20年4月1日より、以下、体制設備が廃止</p> <p>療養環境基準の「環境減算Ⅰ」</p>	<p>体制設備の「療養環境基準」が「環境減算Ⅰ」で登録されている場合は、平成20年4月1日より自動で廃止状態になります。</p> <table border="1" data-bbox="824 804 1303 911"> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #0070C0; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">療 養 環 境 基 準</td> <td style="background-color: #90EE90;">平成20年3月31日</td> <td style="background-color: #FFFACD;">平成20年4月1日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境減算Ⅰ</td> <td style="text-align: center;">→ 廃止</td> </tr> </table>	療 養 環 境 基 準	平成20年3月31日	平成20年4月1日	環境減算Ⅰ	→ 廃止	<p>環境減算Ⅰに該当していた場合、改定後は環境減算対象となりません。 変更が必要な場合のみ、以下の資料に沿って体制設備の設定を行って下さい</p> <p>⇒Ⅲ. 別途資料（2）体制設備の変更方法について</p>		
療 養 環 境 基 準	平成20年3月31日	平成20年4月1日								
	環境減算Ⅰ	→ 廃止								
	<p>③平成20年4月1日より、以下、体制設備が追加</p> <p>設備基準</p>	<p>左記区分を「体制設備」に追加しました。 改定対応版 Build27 へのバージョンアップ後は、「設備基準」が「基準型」で初期設定されます。</p> <table border="1" data-bbox="824 1098 1303 1204"> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #0070C0; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">設 備 基 準</td> <td style="background-color: #90EE90;">バージョンアップ前</td> <td style="background-color: #FFFACD;">バージョンアップ後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設定なし</td> <td style="text-align: center;">→ 基準型</td> </tr> </table> <p>※平成20年4月1日より自動で適用されます。</p>	設 備 基 準	バージョンアップ前	バージョンアップ後	設定なし	→ 基準型	<p>設備基準が「減算型」に該当する場合、体制設備を変更する必要があります 以下の資料に沿って体制設備の設定を行って下さい。</p> <p>⇒Ⅲ. 別途資料（2）体制設備の変更方法について</p>		
設 備 基 準	バージョンアップ前	バージョンアップ後								
	設定なし	→ 基準型								

平成20年5月 改定分

施設等区分	改定内容	Quickけあの対応	お客様の対応							
<p>・病院療養型（経過型）</p>	<p>①平成20年5月1日より、以下、人員配置区分が追加</p> <table border="1" data-bbox="392 416 792 587"> <tr> <td>「I型」 看護職員（6:1）介護職員（4:1）</td> </tr> <tr> <td>「II型」 看護職員（8:1）介護職員（4:1）</td> </tr> </table> <p>※現状の病院療養型は「II型」に該当します。</p>	「I型」 看護職員（6:1）介護職員（4:1）	「II型」 看護職員（8:1）介護職員（4:1）	<p>左記区分を「人員配置区分」に追加いたしました。 改定対応版 Build27 へのバージョンアップ後は、人員配置区分が「II型」で初期設定されます。</p> <table border="1" data-bbox="824 507 1303 608"> <tr> <td rowspan="2">置人員 区分 配</td> <td>バージョンアップ前</td> <td>バージョンアップ後</td> </tr> <tr> <td>設定なし</td> <td>II型</td> </tr> </table> <p>※平成20年5月1日より自動で適用されます。</p>	置人員 区分 配	バージョンアップ前	バージョンアップ後	設定なし	II型	<p>人員配置区分を「II型」から「I型」に変更する場合、サービス事業を新しく追加する必要があります。以下の資料に沿って新しい人員配置区分のサービス事業の追加を行って下さい。</p> <p>⇒Ⅲ. 別途資料（3）施設等区分／人員配置区分の変更方法について</p>
「I型」 看護職員（6:1）介護職員（4:1）										
「II型」 看護職員（8:1）介護職員（4:1）										
置人員 区分 配	バージョンアップ前	バージョンアップ後								
	設定なし	II型								
<p>・ユニット型病院療養型（経過型）</p>	<p>②平成20年5月1日より、以下、施設等区分が追加</p> <table border="1" data-bbox="392 767 792 826"> <tr> <td>ユニット型病院療養型（経過型）</td> </tr> </table>	ユニット型病院療養型（経過型）	<p>左記区分を「施設等区分」に追加しました。</p>	<p>施設等区分が「ユニット型病院療養型（経過型）」に該当する場合、当該施設等区分のサービス事業を新しく追加する必要があります。</p>						
ユニット型病院療養型（経過型）										

Ⅱ-（7）43：居宅介護支援／46：介護予防支援

43：居宅介護支援／46：介護予防支援事業事業所にて、
下記サービス種類の給付管理を行う場合は、該当するサービス種類の改定内容をご参照下さい。

コード	サービス種類	参照先
22	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	Ⅱ-（2）
25	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	
23	短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	Ⅱ-（3）
26	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	

Ⅲ. 別途資料

(1) 法別番号25「中国残留邦人等」公費の設定について

[メニュー]：基本情報 -> 利用者 -> 利用者

ポイント！

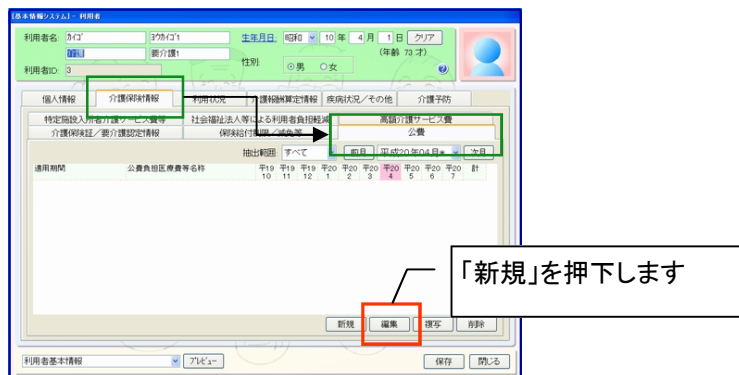
◇平成20年4月1日より、公費に法別番号25「中国残留邦人等」が追加されます。
当該公費対象利用者がある場合は、以下の手順に沿って公費の設定を行ってください。

《注意！》

「介護保険と中国残留邦人公費の併用受給者」と「中国残留邦人公費単独受給者」とでは、公費の設定方法が異なりますのでご注意ください。詳細については、下記手順をご参照下さい。

操作

①「介護保険情報」タブ内にある「公費」タブを選択し、「新規」を押下します。



②公費の設定を行います。

介護保険と中国残留邦人公費を併用	中国残留邦人公費単独受給者
公費負担医療費等の選択 25：中国残留邦人等（平20.04.01～）	公費負担医療費等の選択 12：生活保護法（平12.04.01～）
介護保険給付と中国残留邦人公費を併用している場合は、追加された《中国残留邦人公費》で請求を行います。	中国残留邦人公費単独受給者の場合は、《12：生活保護法》で請求を行います。ご注意ください。 ※被保険者番号も頭Hがついたものになります。

《帳票サンプル》 様式第一 介護給付費請求書

様式第一

平成	2	0	年	0	5	月分	介護給付費請求書
----	---	---	---	---	---	----	-----------------

保険者 (別記) 殿 平成 20 年 4 月 26 日 下記のとおり請求します。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業所番号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">請求事業所</td> <td style="text-align: center;">名称</td> <td colspan="9">老健</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td colspan="9">〒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連絡先</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table>	事業所番号	1	0	0	0	0	0	0	0	0	請求事業所	名称	老健									所在地	〒									連絡先									
事業所番号	1	0	0	0	0	0	0	0	0																																	
請求事業所	名称	老健																																								
	所在地	〒																																								
	連絡先																																									

保険請求

区分	サービス費用					特定入所者介護サービス費等					
	件数	単位数・点数	費用合計	保険請求額	公費請求額	利用者負担	件数	費用合計	利用者負担	公費請求額	保険請求額
居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等	1	24,869	248,690	223,821	28,369	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援 介護予防支援	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	/
合計	1	24,869	248,690	223,821	28,369	0	0	0	0	0	0

公費請求

区分	サービス費用				特定入所者介護サービス費等		
	件数	単位数・点数	費用合計	公費請求額	件数	費用合計	公費請求額
12 主保 居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等	0	0	0	0	0	0	0
10 感染症 37条02	0	0	0	0	/	/	/
21 障害・通院医療	0	0	0	0	/	/	/
15 障害・更正医療	0	0	0	0	/	/	/
19 原爆・一般	0	0	0	0	/	/	/
51 特定疾患等 治療研究	0	0	0	0	/	/	/
57 障害者支援措置(難 症措置)	0	0	0	0	/	/	/
81 被爆者助成	0	0	0	0	/	/	/
86 被爆体験者	0	0	0	0	/	/	/
87 有機ヒ素・緊急 措置	0	0	0	0	/	/	/
88 水俣病総合対策 メチル水銀	0	0	0	0	/	/	/
66 石綿・救済措置	0	0	0	0	/	/	/
58 障害者・支援措置(全 額免除)	0	0	0	0	/	/	/
25 中国残留邦人等	1	24,869	248,690	28,369	0	0	0
合計	/	/	/	28,369	/	/	0

公費請求に、「中国残留邦人等」が追加されます。

(2) 体制設備の変更方法について

[メニュー] : 基本情報 -> 事業者 -> 介護サービス事業者

ポイント

登録済み事業所で体制設備の設定値に変更がある場合は、新たに「異動情報」を追加する必要があります。



操作

設定例

《サービス種類》23 : 短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

《施設等区分》診療所療養型

平成20年4月1日より追加される体制設備「設備基準」を「基準型」から「減算型」へ変更する。
(Build27へのバージョンアップ後は、「基準型」に設定されています。)

①介護サービス事業者登録画面より、対象事業所を「編集」で開きます。

介護サービス事業者の登録

事業者: (設定しない) 基準日: 2008/04/26

保険給付区分: (設定しない) サービス種類: 23: 短期入所療養介護(介護療養型医療施設)

事業所番号: 事業所名: 事業所名カナ: 表示順: 事業所名

No.	事業所名	事業所番号	地域区分	郵便番号	住所	電話番号	FAX
1	23・ユ診療・療養基準	0000000060	乙地				
2	23・ユ診療・療養減Ⅰ	0000000061	乙地				
3	23・ユ診療・療養減Ⅱ	0000000062	乙地				
4	23・ユ認知一般	0000000064	乙地				
5	23・ユ認知大宇	0000000063	乙地				
6	23・ユ病療・夜Ⅰ・療養減Ⅰ	0000000051	乙地				
7	23・ユ病療・夜Ⅱ・療養減Ⅱ	0000000052	乙地				
8	23・ユ病療・夜Ⅲ・療養減Ⅲ	0000000053	乙地				
9	23・ユ病療・夜基準・基準	0000000050	乙地				
10	23・ユ病療・夜減・療養基準	0000000054	乙地				
11	23・ユ病療・夜Ⅰ・療養減Ⅰ	0000000056	乙地				
12	23・ユ病療・夜Ⅱ・療養減Ⅱ	0000000057	乙地				

新規 編集 複写 削除

検索: 事業所一覧 アレビュー 閉じる

②対象サービス事業を「編集」で開きます。

事業所の設定

フリガナ: 事業所名: 0000000060 変更する

事業所番号: 0000000060 重複チェック

自他区分: 自事業所 他事業所

異動情報

地域区分: 乙地

異動履歴

異動日: 平20.04.01 初回登録

追加 編集 削除

基本情報

事業者: (設定しない)

事業所区分: 指定事業所

郵便番号: 住所:

電話番号: FAX:

代表者氏名:

サービス種類: 23 短期療養(医療) サービス事業名: 23・ユ診療・療養基準

新規 編集 複写 削除

保存 閉じる

③ 異動履歴の「追加」を押下し、異動履歴の設定画面を開きます。

設備基準が「基準型」で設定されています。

「追加」を押下します

④ 異動履歴の設定を行います

異動日に「2008/04/01」を設定します

⑤ 追加された異動履歴を選択した状態で、体制設備の「設備基準」を「減算型」に変更します。

設備基準を「減算型」に変更します。

追加された「異動履歴」を選択します

⑥ 設定ボタンを押下後、前画面で保存を行って下さい。

(3) 施設等区分／人員配置区分の変更方法について

[メニュー]：基本情報 -> 事業者 -> 介護サービス事業者

ポイント

- ◇施設等区分／人員配置区分に変更がある場合は、サービス事業を新たに追加する必要があります。
※既存のサービス事業の施設等区分／人員配置区分は直接変更しないようお願い致します。



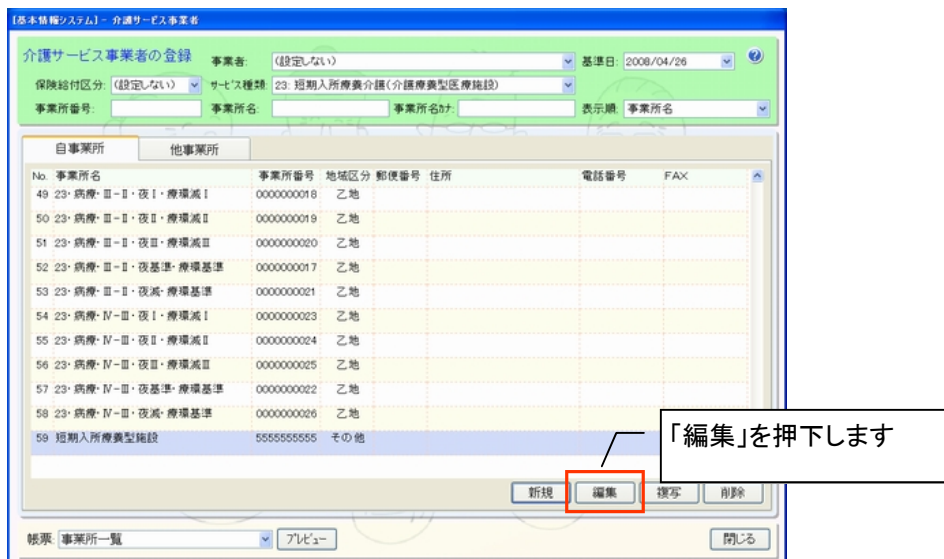
操作

設定例

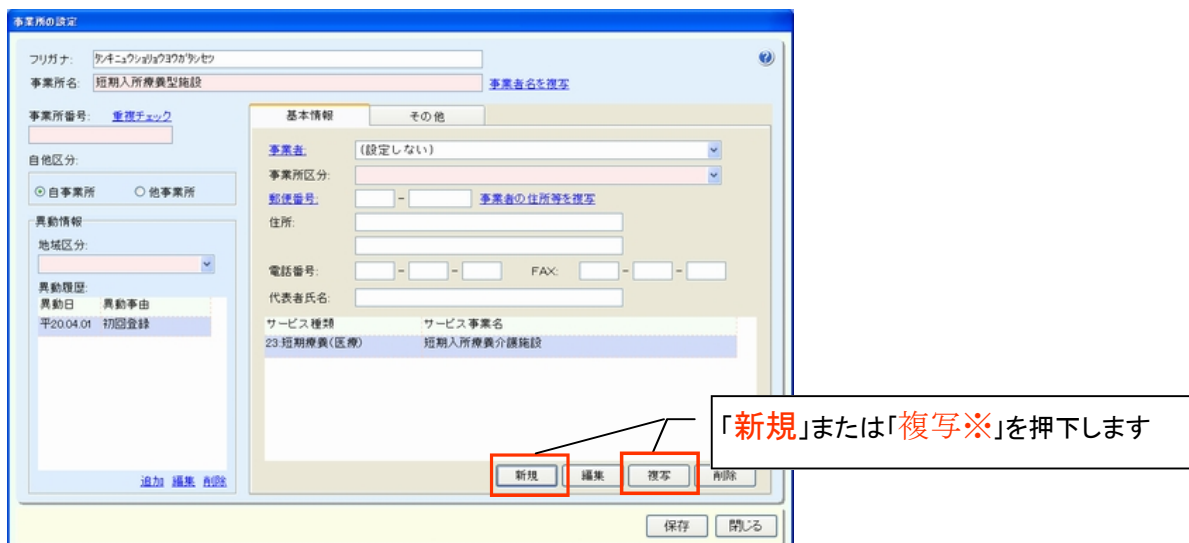
《サービス種類》23：短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
《施設等区分》病院療養型（経過型）

平成20年5月1日より、追加される人員配置区分を「Ⅱ型」から「Ⅰ型」に変更する。

①介護サービス事業者登録画面より、対象事業所を「編集」で開きます。



②対象サービス事業を「新規」または「複写※」を開きます。



Ⅲ. 別途資料

(3) 施設等区分/人員配置区分の変更方法について

③ サービス事業の設定画面より、人員配置区分の設定を行います。

※複写の場合の注意点
 体制設備の「異動履歴」も複写されています。
 必要に応じて「異動履歴」の修正または削除を行って下さい。

④ 変更された人員配置区分のサービス事業が追加されます。

既存のサービス事業と新しく追加されたサービス事業をサービス事業名で区別する事をお勧めいたします。

⑤ 自事業所の場合は、職員登録画面の所属サービス事業者より、追加したサービス事業にチェックを入れます。

追加したサービス事業にチェックを入れます

基本情報->事業者->職員

(4) 53 : 介護療養医療施設から52 : 介護老人保健施設(療養型老健)へ転換する場合

[メニュー] : 基本情報 -> 事業者 -> 介護サービス事業者

ポイント

◇サービス種類が変更となる場合は、サービス事業を新しく追加する必要があります。



操作

設定例

《サービス種類》53 : 介護療養医療施設

平成20年5月1日より、53 : 介護療養施設から52 : 介護保健施設の「【療養型老健】介護保健施設」へ転換する。

①介護サービス事業者登録画面より、対象事業所を「編集」で開きます。

No.	事業所名	事業所番号	地域区分	郵便番号	住所	電話番号	FAX
186	53・療養・IV-III・夜Ⅰ・療養減Ⅰ	0000000091	乙地				
187	53・療養・IV-III・夜Ⅱ・療養減Ⅱ	0000000092	乙地				
188	53・療養・IV-III・夜Ⅲ・療養減Ⅲ	0000000093	乙地				
189	53・療養・IV-III・夜基準・療養基準	0000000090	乙地				
190	53・療養・IV-III・夜減・療養基準	0000000094	乙地				
191	外部サービス利用型(通所)	2211221122	その他				
192	居宅介護支援	1111111112	その他				
193	短期入所	5434535434	その他				
194	短期療養	2111111111	その他				
195	予防支援	9000000001	乙地				
196	介護保健施設	1000000000	その他				

②対象サービス事業を「新規」で開きます。

フリガナ: ひろおケンセツ
事業所名: 介護保健施設
事業所番号: 1000000000
自他区分: 自事業所
業務情報: 地域区分: その他
異動履歴: 異動日: 平20.04.01 初回登録

基本情報
事業者: ヘルプ作成
事業所区分: 指定事業所
郵便番号:
住所:
電話番号:
FAX:
代表者氏名:
サービス種類: 52-介護保健施設
サービス事業名: 介護保健施設

新規 編集 複写 削除

III. 別途資料

(4) 53：介護療養医療施設から52：介護老人保健施設(療養型老健)へ転換する場合

③ サービス事業の設定画面より、サービス種類を選択し、施設等区分／体制設備等の設定を行います。

④ 新しいサービス事業が追加されます。

サービス種類	サービス事業名
53:介護療養施設	介護療養施設サービス
52:介護保健施設	介護保健施設(療養型老健)

⑤ 自事業所の場合、職員登録画面の所属サービス事業者より、追加したサービス事業にチェックを入れます。

基本情報->事業者->職員

(5) 特別療養費の請求方法について

[メニュー]：保険者請求 -> 介護報酬請求 -> 介護報酬請求データ作成、請求書発行/CSV出力

ポイント

◇特別療養費の登録は、請求データを従来通り作成した後、編集画面より手動で登録する必要があります。
 なお、登録方法は様式5、5-2、10の特定診療費と同様です。

※様式4、4-2、9で電子請求を行なう場合は、改定対象の施設等区分に関係なく、改定対応版(Build27)で請求を行う必要があります。※対応版以外で請求を行うと全て返戻となります。



操作

①介護報酬請求データを従来通り作成した後、「編集」で開きます。

②特定診療費の場合と同様に、「傷病名」および「特別療養費明細」を設定し、「再計算」ボタンを押下します。

識別番号	内容	単	回数	保	公
03	特定施設管理個室加	300	1	300	1
16	理学療法(Ⅰ)	180	1	180	1

識別番号	特別診療費項目名	単位数
01	感染対策指導管理	5
02	特定施設管理	250
03	特定施設管理個室加算	300
04	特定施設管理2人部屋加算	150
05	初期入院診療管理	250
06	重症皮膚潰瘍管理指導	18
09	薬剤管理指導	350
10	特別薬剤管理指導加算	50
11	医学情報提供(Ⅰ)	220
12	医学情報提供(Ⅱ)	280
16	理学療法(Ⅰ)	180
18	理学療法(Ⅱ)	100
19	理学療法(Ⅲ)	50
20	理学療法リハビリ計画加算	480
22	理学療法日常動作訓練指導加算	300
25	作業療法	180
27	作業療法リハビリ計画加算	480
29	作業療法日常動作訓練指導加算	300

- ③特別療養費の設定後「再計算」を行うと、「請求額集計」に請求額が集計されます。
 ※特別療養費の請求項目が追加された事により、「請求額集計」の内容が変更されています。

請求額集計

NO	区分	内容
①	緊急時施設療養費分	緊急時施設療養費の請求額等が集計されます。
②	特別療養費分	特別療養費の請求額が集計されます。
③	緊急時施設療養費分 + 特別療養費分	上記①と②の請求額等の合計値が設定されます。

請求額集計画面の内容

「再計算」を行うと緊急時施設療養費の請求額等が集計されます。
 ただし、公費本人支払額がある場合は、「再計算」を行う前に公費分特定治療の「利用者負担額」を手入力する必要があります。

①緊急時施設療養費分

「再計算」を行うと特別療養費の請求額が集計されます。
 ただし、公費本人支払額がある場合は、「再計算」を行う前に公費分特別療養費の「利用者負担額」を手入力する必要があります。

②特別療養費分

「再計算」を行うと緊急時施設療養費と特別療養費の請求額等の合計値が設定されます。

③緊急時施設療養費分 + 特別療養費分

《帳票サンプル》 様式第四 居宅サービス介護給付費明細書

様式第四		居宅サービス介護給付費明細書 (介護老人保健施設における短期入所療養介護)																					
公費負担者番号					平成 2 0 年 0 5 月分					保険者番号 1 3 1 3 1 3													
公費受給者番号																							
被 保 険 者	被保険者番号	3 2 1 3 2 4 6 5 4 6									事業所番号	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1											
	(フリガナ)	カゲノヨシカノ									事業所名称	短期療養											
	氏名	介護 要介護1									所在地	〒											
	生年月日	1. 明治 2. 大正 ③ 昭和			性 別			① 男 2. 女			連絡先	電話番号											
	要介護状態区分	経過的要介護・要介護 1・2 ③・4・5									認定有効期間	平成 2 0 年 0 3 月 0 3 日 から 平成 2 1 年 0 4 月 0 3 日 まで											
居室	① 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成										入所年月日				年			月			日		
サービス計画	事業所番号										退所年月日				年			月			日		
	事業所名称										短期入所 実日数												
給 付 費 明 細 欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分単位数	公費対象単位数	摘要															
		合計																					
緊 急 時 施 設 療 養 費	緊急時傷病名	① ② ③			緊急時治療開始年月日	①平成 ②平成 ③平成		年			月			日									
	緊急時治療管理(再掲)	単位	単位 ×		日																		
	特 処置	点	摘要																				
	定 手術	点																					
	治 麻酔	点																					
療 放射線治療	点																						
費 合計	特別療養費の請求内容が記載されます。																						
往診日数	医療																						
特 別 療 養 費	病名	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要															
	識別番号																						
		合計																					
請 求 額 集 計 欄	区分	保険分					公費分					保険分特定治療-特別療養費					公費分特定治療-特別療養費						
	①計画単位数																						
	②限度額管理 対象単位数																						
	③限度額管理 対象外単位数																						
	④点数・単位数 合計																						
	⑤点数・単位数 単価	0 0 0 0 円/単位										10円/点・単位					10円/点・単位						
	⑥給付率	9 0 /100										9 0 /100											
	⑦請求額(円)																						
平成20年5月提供分以後の請求は、新レイアウトに変更されます。																							
										日数	費用額(円)	保険分	公費回数	公費分	特別療養費								
										「緊急時施設療養費」と「特別療養費」を合算した請求額が記載されます。													

《帳票サンプル》 様式第四（二） 介護予防サービス介護給付費明細書

様式第四(二) 介護予防サービス介護給付費明細書
(介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護)

公費負担者番号		平成	2	0	年	0	5	月分
公費受給者番号		保険者番号	1	3	1	3	1	3

被保険者番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
(フリガナ)	珠ウ江川										
氏名	予防支援1										
生年月日	1.	明治	2.	大正	③.	昭和	性	①.	男	2.	女
要支援状態区分	要支援1 要支援2										
認定有効期間	平成	2	0	年	0	1	月	0	1	日	から
	平成	2	0	年	0	9	月	3	0	日	まで

事業所番号	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事業所名称	短期療養									
所在地	〒									
連絡先	電話番号									

介護予防サービス計画	2. 被保険者自己作成	3. 介護予防支援事業者作成	1. 居宅介護支援事業者作成	入所年月日				年			月			日
	事業所番号				退所年月日				年			月		日
	事業所名称				短期入所 実日数									

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分単位数	公費対象単位数	摘要
合計							

緊急時傷病名	①															
	②															
	③															
緊急時治療開始年月日																
緊急時治療管理(再掲)	単位	単位 ×	日													
特設療養費	リハビリテーション	点	摘要													
	処置	点														
	手術	点														
	麻酔	点														
	放射線治療	点														
	合計															
往診日数		医療機関名		通院日数		医療機関名										

特別療養費	傷病名	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要
合計								

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定療養-特別療養費	公費分特定療養-特別療養費				
	①計画単位数								
	②限度額管理対象単位数								
	③限度額管理対象外単位数								
	④点数・単位数	合計							
	⑤点数・単位数	単価	0	0	0	円/単位	10円/点・単位	10円/点・単位	
⑥給付率		9	0	/100	/100	9	0	/100	/100

平成20年5月提供分以後の請求は、新レイアウトに変更されます。

「緊急時施設療養費」と「特別療養費」を合算した請求額が記載されます。

《帳票サンプル》 様式第九 施設サービス等介護給付費明細書

様式第九 施設サービス等介護給付費明細書 (介護保健施設サービス)

公費負担者番号	1 2 1 1 1 1 1 1	平成	2 0	年	0 5	月分
公費受給者番号	1 1 1 1 1 1 1	保険者番号	1 3 1 3 1 3			

被保険者番号	3 2 1 3 2 4 6 5 4 6	事業所番号	1 0 0 0 0 0 0 0 0 0
(フリガナ) 氏名	カ行カ行 介護 要介護1	事業所名称	老健
生年月日	1 0 年 0 4 月 0 1 日	性別	① 男 2. 女
要介護状態区分	要介護 1・2 ③・4・5	所在地	
認定有効期間	平成 2 0 年 0 3 月 0 3 日 から 平成 2 1 年 0 4 月 0 3 日 まで	連絡先	電話番号

入所年月日	平成 2 0 年 0 3 月 0 1 日	退所年月日	平成 年 月 日	入所実日数	3 1	外泊日数	
主傷病	退所後の状況 1. 居宅 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 8. 介護老人施設居宅型施設入院						

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費外回数等	公費対象単位数	摘要
保健施設 I i3	5 2 1 1 3 1	8 0 4	3 1	2 4 9 2 4	3 1	2 4 9 2 4	
探視施設身体拘束防止実地減算	5 2 6 3 0 4	- 5 3 1	- 1 5 5	3 1	- 1 5 5		
合計				2 4 7 6 9		2 4 7 6 9	

緊急時傷病名	① ② ③	緊急時治療開始年月日	①平成 ②平成 ③平成	年 月 日
緊急時治療管理(再掲)	0 単位	単位 ×	日	
特 処置	カビリテーション 100 点	摘要		
定 手術		点		
治 麻酔		点		
療 放射線治療				
費 合計	10			

特別療養費の請求内容が記載されます。

傷病名	識別番号	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要
合計								

請求額集計欄	区分	保険分		公費分		保険分特定居保-特別療養費		公費分特定居保-特別療養費	
	①点数・単位数合計	2 4 7 6 9		2 4 7 6 9			1 0 0		4 0 0
	②点数・単位数単価	1 0 0 0	円/単位				10円/点・単位		10円/点・単位
	③給付率	9 0	/100	1 0 0	/100		9 0	/100	1 0 0
	④請求額(P)	2 2 2 9 2 1		2 4 7 6 9			9 0 0		3 6 0 0
⑤利用者負担額(円)			0			0		0	

サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担回原額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額

平成20年5月提供分以後の請求は、新レイアウトに変更されます。

「緊急時施設療養費」と「特別療養費」を合算した請求額が記載されます。

保険分請求額(円)

税中 税目

(6) システム定義に特別療養費を追加する

[メニュー]：基本情報 -> 事業者 -> 利用料金

ポイント!

◇平成20年5月より、療養型老健の請求項目に「特別療養費」が追加されます。それに伴い、システム定義に「特別療養費」を追加して頂く必要があります。以下の手順に沿って設定を行って下さい。
※Build27より、Quickけあを新規導入された場合は、設定の必要はありません。

① 「システム定義を表示する」にチェックを入れて、「システム定義を初期化」を押下します。

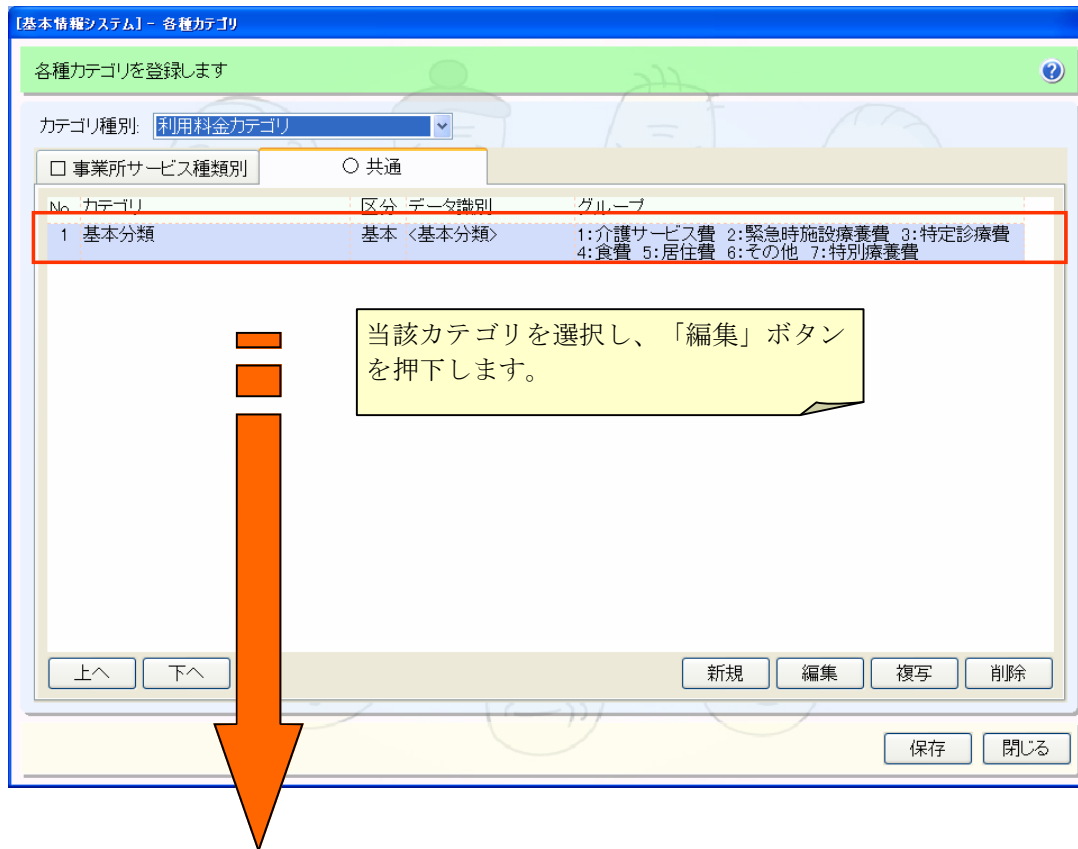
(例) 5 2 : 介護老人保健施設

② 「はい (Y)」を押下します。

③ システム定義に「特別療養費」が追加されます。「保存」ボタンを押下してください。

④療養型老健で利用者請求を行う場合は、基本情報の各種カテゴリにてカテゴリグループの並び順を変更します。

基本情報->事業者->その他->各種カテゴリ



カテゴリの設定

